

令和4年1月4日

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地  
株式会社 And Do ホールディングス  
代表取締役 安藤 正弘

奈良県橿原市醍醐町二六七番地の一  
株式会社ハウスドウ住宅販売  
代表取締役 富永 正英

#### 吸収分割に係る事後開示書面

株式会社 And Do ホールディングス（以下「吸収分割会社」といいます。）と株式会社ハウスドウ住宅販売（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2021年8月24日付吸収分割契約に基づき、2022年1月1日を効力発生日として行われた、吸収分割承継会社が吸収分割会社のフランチャイズ事業に関する権利義務を承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号が定める事項が、以下のとおりであることをご報告致します。

##### 1. 吸収分割が効力を生じた日

2022年1月1日

##### 2. 吸収分割会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

###### (1) 吸収分割会社における株主の差止請求

本吸収分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。

###### (2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

###### (3) 新株予約権買取請求

本吸収分割に際して会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

###### (4) 債権者の異議

本吸収分割において、債務の承継は全て重疊的債務引受けの方法によるものであり、吸収分割会社に対して異議を述べることのできる債権者は存在しませんので、吸収分割会社は、会

社法第 782 条第 2 項に定める手続きは実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収分割承継会社における株主の差止請求

吸収分割承継会社に対し、吸収分割の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収分割承継会社は、令和 3 年 11 月 22 日付で同社の株主に対し、会社法第 797 条第 3 項に定める通知を行いましたが、同条第 1 項の規定に基づく株式買取請求権を行使した株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議

吸収分割承継会社は、令和 3 年 11 月 22 日付官報及び同日付日刊工業新聞紙上において、同社の債権者に対し公告を行いましたが、異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は吸収分割会社より、2022 年 1 月 1 日をもって、吸収分割会社のフランチャイズ事業に関する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

令和 4 年 1 月 4 日(予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上